

資料 3

平成 年 月 日

沖縄県適正受入管理協議会

外国人農業支援人材の住居及び定期の費用負担に係るガイドライン（案）

特定機関は、事業実施区域を含む都道府県内（認定区域計画において別途定めた区域がある場合には当該区域内）において、外国人農業支援人材が在留中に宿泊する住居を確保しなければならないが、住居の確保及び食費・居住費等の徴収については、以下の点に留意しなければならない。

1. 住居の確保

適切な住居として、下記の事項が確認できる住居を確保しなければならない。

なお、外国人農業支援人材の同意の下、派遣先農業経営体が保有する住居を外国人農業支援人材の住居とする場合にあっては、下記の事項に加え、当該派遣先農業経営体が保有する住居で生活する日本人従業員と同等以上の生活環境を備えなければならない。

- ① 住居を確保する場所は、爆発物、可燃性ガス等の火災による危険の大きい物を取り扱い・貯蔵する場所の付近、高熱・ガス・蒸気・粉じんの発散等衛生上有害な作業場の付近、騒音・振動の著しい場所、雪崩・土砂崩壊のおそれのある場所、湿潤な場所、出水時浸水のおそれのある場所、伝染病患者収容所建物及び病原体によって汚染のおそれの著しいものを取り扱う場所の付近を避ける措置を講じていること。
- ② 2階以上の寝室に寄宿する建物には、容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を2箇所以上（収容人数15人未満は1箇所）設ける措置を講じていること。
- ③ 適当かつ十分な消火設備を設置する措置を講じていること。
- ④ 寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5m²以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること。
- ⑤ 就眠時間を異にする2組以上の外国人農業支援人材がいる場合は、寝室を別にする措置を講じていること。
- ⑥ 食堂又は炊事場を設ける場合は、照明・換気を十分に行い、食器・炊事用器具を清潔に保管し、ハエその他の昆虫・ネズミ等の害を防ぐための措置を講じていること。
- ⑦ 他に利用し得るトイレ、洗面所、洗濯場、浴場のない場合には、住居の近傍に当該施設を設けることとし、施設内を清潔にする措置を講じていること。
- ⑧ 住居が労働基準法（昭和22年法律第49号）第10章に規定する「事業の附属寄宿舎」に該当する場合は、同章で定められた寄宿舎規則の届出等を行っており、また、寄宿舎の整備や安全衛生等に関して法の規定を遵守していること。

2. 食費・居住費等の徴収について

（1）外国人農業支援人材から食費を徴収する場合には、下記の事項のとおり、合理的な費用でなければならない。

- ① 食材、宅配弁当等の現物支給の場合にあっては、購入に要した額を超えないこと。
- ② 社員食堂での食事提供の場合にあっては、従業員一般に提供する場合に外国人農業支援人材以外の従業員から徴収する額を超えないこと。

③ 食事の調理・提供の場合にあっては、材料費、水道・光熱費、人件費等の費用の提供を受け
る者（外国人農業支援人材のみに限られない。）の人数で除した額を超えないこと。

（2）外国人農業支援人材から居住費等を徴収する場合には、下記の事項のとおりでなければなら
ない。

① 居住費の額は、備え付けられている家具、電気製品や什器、電気・ガス・水道等諸経費の負担
の有無等を勘案した上で、近隣の同程度のアパート等の賃借料相場を超えないこと。

なお、外国人農業支援人材の同意の下、派遣先農業経営体が保有する住居を外国人農業支援
人材の住居とする場合にあっては、居住費の額は、当該派遣先農業経営体が保有する住居で生
活する日本人従業員と同等とすること。

② 居住費の額、内訳及び計算方法について、外国人農業支援人材本人に十分説明し理解を得る
こと。

③ 一戸の住宅を複数の外国人農業支援人材の住居とする場合の一人当たりの居住費の額は、当
該一戸の住宅について、上記①により算出した額を人数で除した額を超えないこと。

④ 外国人農業支援人材への住居貸与に当たっては、備品故障時の修理費用負担や退去時の原状
回復費用負担、火災保険等が付保されている場合の費用負担など、帰国までに発生が見込まれ
る各種経費に関して、費用の負担者、負担割合等を関係当事者の合意により明確かつ適切に定
め、これを文書により事前に取り決めておくこと。

ただし、外国人農業支援人材1人当たりの実費をあらかじめ計算することは困難であること
から、敷金、保証金等の名目で入居時に一括して徴収することや、一定額を定期的に徴収する
ことは不可とする。

※礼金、仲介手数料及び更新手数料については、外国人農業支援人材1人当たりの負担額を
合理的に計算することは困難であることも踏まえ、本事業においてこれらの費用を外国人農
業支援人材から徴収することは想定されない。

⑤ 電気・ガス・水道等諸経費についても外国人農業支援人材が使用した実費を超えないこと。

（3）食費、居住費等を外国人農業支援人材の賃金から控除する場合には、労働基準法第24条に基
づき、労使協定を締結することが必要であり、控除する額は実費を超えてはならない。